

日（土）までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

平成 18 年 6 月に、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ること目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律が施行されました。北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう。

11 月は児童虐待防止月間

虐待は、子どもの生命に危険をおよぼすだけでなく、心にも深い傷を残すこととなります。虐待が疑われたら、今すぐ、窓口へ連絡してください。あなたからの通報が、子どもを守ることとなります。

『あなたの「もしや？」が子どもを救う』

・期間 平成 18 年 11 月 1 日（水）から 11 月 30 日（木）までの 1 か月間

・「虐待？」と気づいたら

子どもの虐待が疑われたり、発見したときは、役場町民福祉課、鹿児島県児童家庭総合センター、地区の民生委員などへ連絡してください。

連絡した人が特定されないように秘密は守ります。

【問い合わせ先】

鹿児島県児童家庭総合相談センター
Tel 099-264-3003

石綿関連業務の被害者へ

鹿児島労働局では、石綿関連業務のため健康被害に遭われた方や亡くなられた方の遺族が、早期に必要な給付が受けられるようにとりくんで

います。

・条件に応じ 2 種類のいずれかを請求してください。

①平成 13 年 3 月 26 日以前に亡くなられた方の遺族は「石綿救済法による特別遺族給付金」の対象

②平成 13 年 3 月 27 日以降に亡くなられた方の遺族または健康被害に遭われた方は「労災保険法による遺族補償給付等の保険給付」の対象

※特別遺族給付金および労災保険法の遺族補償給付等の請求が認められる期間には制限があります。

※特別遺族給付金に係る年金は、制度上、請求を受け付けた翌月分から支給されますので、請求が遅くなるほど受給総額が減少します。

※時間が経つと特定に必要な医学的資料の入手が困難になります。

これらのことに心当たりのある方は速やかに最寄りの労働局または労働基準監督署にご相談ください。

【問い合わせ先】

鹿児島労働局

Tel 099-223-8275

川内労働基準監督署

Tel 0996-22-3225

山の手入れをしませんか？

自分の山を手入れしたいのですが

- ・自分の山がどこにあるか分からない。
- ・自分の山の現況が分からない
- ・自分の山の手入れをしたいが、手入れの方法が分からない。
- ・自分の山の手入れをしたいが、自分ではできない。
- ・自分の山の手入れを頼みたいが、経費が心配だ。

などと困っている方は、ぜひ「森林組合」にご相談ください。



森林組合は間伐した木材を山で買い取ります。

【問い合わせ先】

長島地区森林組合

Tel 0996-86-0028

納め忘れはありませんか？

国民年金保険料の強制徴収を実施しています

日本に住む 20 歳以上 60 歳未満の方は、国民年金に加入して保険料を納付することが義務付けられています。また被保険者本人はもちろん、その配偶者および世帯主には連帯納付義務が課せられています。

将来、無年金者や定額の年金しか受けられない方が多くなると、社会全体で世代間扶養を行う基礎年金制度を揺さぶる問題が生じる恐れがあります。

このような状況をふまえ、度重なる納付催告にもかかわらず保険料を納めない方を対象に、法律に基づき財産の差し押さえ（強制徴収）を実施しています。本年度さらに多くの対象者が強制徴収を実施される予定ですので、もう一度納め忘れがないかご確認ください。